

17 酒類の表示義務

〈表示制度の概要〉

酒類の容器及び包装には、酒税の検査取締上の見地から、当該酒類の品目等、所定の事項を表示することが義務付けられています(酒類業組合法 86 の 5、酒類業組合法施行令 8 の 3)。

また、酒類の取引の円滑な運行及び消費者の利益に資するため、財務大臣は、酒類の製法、品質その他政令で定める事項の表示について必要な基準を定めることができることとされています(酒類業組合法 86 の 6、酒類業組合法施行令 8 の 4)。

このほか、食品表示法に基づく食品表示基準が令和 2 年 4 月 1 日から適用されています。

	目 的	表 示 内 容	根拠規定
酒類の 品目等の 表示義務	酒税の保全	・ 製造業者の氏名又は名称 ・ 製造場の所在地 ・ 内容量 ・ 品目 ・ アルコール分 ・ 税率適用区分(発泡酒及び雑酒) ・ 発泡性を有する旨及び税率適用区分(その他の発泡性酒類)	酒類業組合法 86 の 5 酒類業組合法 施行令 8 の 3
酒類業組合法 に基づく 酒類の 表示基準(※)	酒類の取引 の円滑な運 行及び消費 者の利益に 資するため	・ 清酒の製法品質表示基準 (平成元年 11 月国税庁告示第 8 号) ・ 果実酒等の製法品質表示基準 (平成 27 年 10 月国税庁告示第 18 号) ・ 酒類の地理的表示に関する表示基準 (平成 27 年 10 月国税庁告示第 19 号) ・ 二十歳未満の者の飲酒防止に関する 表示基準(平成元年 11 月国税庁告示第 9 号)	酒類業組合法 86 の 6 酒類業組合法 施行令 8 の 4 国税庁告示
食品表示法 に基づく 食品表示基準	食品を摂取 する際の安 全性の確保 及び自主的 かつ合理的 な食品の選 択の機会の 確保	・ 名称(品目) ・ 添加物 ・ 内容量 ・ 食品関連事業者の氏名又は名称及び住所 ・ 製造所等の所在地及び製造者等の名称等 ・ L-フェニルアラニン化合物を含む旨 ・ 原料原産地名 など	食品表示法 4 食品表示基準

※ 酒類の表示基準を定める権限は、財務大臣から国税庁長官に委任されています(酒類業組合法施行規則 20)。

※ 日本農林規格等に関する法律の改正に伴い、酒類における有機の表示基準(平成 12 年国税庁告示第 7 号)が廃止され、有機酒類については、有機 JAS 認証を取得し、有機 JAS マークを付すことが必要となりました。

なお、令和 7 年 9 月 30 日までは引き続き有機の表示基準に基づく表示ができる旨の経過措置が設けられています。